

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果(論点シート)

整理番号	国際地域 の別	指定 No.	総合特区名 称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規 拡充	新規・拡充内容
6	地域	20	ハイパー& グリーンイ ノベーション 水島コンビ ナート総合 特区	ユーティリティ共同 化モデル整備事業	各工場の低効率な発電設備や低効率なタービ ン駆動を停止し、電力会社からの電力に切り替 え省エネやCO2削減、省コストを図る。	水島コンビ ナート発展 推進協議会 参画企業等	経済産業省	エネルギー 使用合理化 事業者支援 事業	拡充	石油化学コンビナートのような装置 産業では、常時稼働する設備の改造 工事は、定期修理期間にしか実施で きないが、定期修理を2・3・4月に実 施している事業所は、当該支援事業 の単年度予算が弊害となって当該支 援事業の恩恵を受けられない。その ため、補助金の執行団体に対して、 補助事業の財源を基金造成して補 助する方式に変更する或いは国庫 債務負担行為の手法を活用する等 により、年度末(2・3月)に実施す る事業と、3月から4月への年度を跨 って実施する事業を補助対象とす ること、及び複数年度事業の2年目以降 の交付決定を保証するように、制度 を拡充していただきたい。

回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 [A: 概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B: 現行制度で対応可能、C: 対応しない、Z: 自治体が検討]						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 [a: 了解、b: 条件付き了解、c: 受け入れられない、d: その他]		対面協議	内閣府記載欄 [I : 実現が可能となったもの II : 実現に向けて概算要求等の検討 がなされるもの III : 要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を 検討し協議を継続して行うもの IV : 見解の相違があり、要望実現の 方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解 の相違により、協議を一旦終了するもの V : 自治体が再検討を行う もの、または提案の取り下げを行うもの]	
	担当省庁・担 当課	国の予算制度 名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・ 論点など	※対応の但し 書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府 整理
1回目	経済産業省資 源エネルギー 庁 省エネル ギー・新エネ ルギー一部省エ ネルギー対策課	エネルギー使 用合理化事業 者支援事業	C		エネルギー使用合理化事業者支援補助金は、工場・事業場等のエネル ギーの使用量が、設備更新によって省エネルギー率が1%以上または 省エネルギー量が500kWh以上となる事業に対して補助を行うものであり、 毎年度の所要額を要求の上補助事業を実施している。 本事業は、地域・業種に関わらず全国の全業種を対象としており、すべ ての申請案件について、「省エネルギー効果」「費用対効果」「技術の先 端性」等を踏まえた一律の採択基準の下、採択委員会での議論を踏ま えて総合的に優れた事業を毎年度交付決定しているものである。 本事業は単年度の予算額のみが認められているため、毎年度交付決 定を行っている。従って、総合特区に指定された地域において実施する 事業を必ず交付決定するものではなく、前述の審査過程により採択するも のであるため、当該地域において計画している事業について、別枠とし て基金化・国庫債務負担行為の手法により補助金額を算定し、予算計 上することは不可能である。		C	本県は、貴省の見解にある「総合特区に指定された地域において実施する事業を必ず交付決定す る」ことを求めているものではなく、年度末(2・3月)まで補助事業が実施し得るよう制度を改善して いただきたいこと、さらには3月から4月に跨る事業も補助事業の対象となり得るよう制度の改善を 求めているものである。 水島コンビナート発展推進協議会(総合特区法定地域協議会)の構成8企業のうち、定期修理時期 (=エネルギー使用合理化事業者支援事業が実施可能な時期)が2~4月の企業は5社あり、水島 コンビナート総合特区構想の戦略の一つであるユーティリティ共同化モデル整備事業を進める上で エネルギー使用合理化事業者支援事業の活用に支障を来すものである。 貴省が年度末(2・3月)に行われる設備更新を補助対象とされないことについて、単年度予算をそ の理由としていることは理解できないこと、また、貴省は、「別枠として基金化・国庫債務負担行為 の手法により補助金額を算定し、予算計上することは不可能である」としているが、本県は別枠化を 求めているものではなく、かつ平成24年度スマートマンション導入加速化推進事業を実施する際に 基金化している例もあることから、同様の手法により年度を跨いだ補助事業の実施が可能であると 思料する。よって貴省の見解には同意できない。 是非とも、水島コンビナートでの設備更新による省エネルギー化が促進されるよう、本提案を実現し ていただきたい。	○	経済産業省から、エネルギー使用合理化事業者支援補助 金については、単年度の予算額のみが認められており、採 択委員会での議論を踏まえて総合的に優れた事業を毎 年度交付決定しているものであり、総合特区に指定された地 域における事業を必ず交付決定するものではなく、別枠と して基金化・国庫債務負担行為の手法により補助金額を算 定し予算計上することはできない、と回答されていること であるが、指定自治体は経済産業省より提示された回答に ついて検討を行い、他の事業における基金化の事例を例 示して支援措置を求める回答があったため、経済産業省 は、指定自治体より提示された回答に対して、その内容を 精査し、経済産業省において対応の可否や条件・代替案に ついて、引き続き協議を行うこと。	IV
2回目			A		補助事業を年度末まで実施する必要性や、補助事業を年度をまたが って実施する必要性等について詳細に教えていただいた上で、会計年度 独立の原則の下、どのように対応できるかについて検討させていただ きたい。		a	厳しい国際競争下で操業している企業の競争力を高めるため、補助対象期間の拡大により水島コ ンビナート立地企業が、本支援事業を活用できるように検討していただきたい。 なお、工事によっては、補助対象期間が年度末まで拡大されれば提案目的を達成できるものもあ る。我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を目指す総合特区法の趣旨に則り、政策課 題の解決に向けて様々な手法をご検討願いたい。		経済産業省と岡山県が密に情報を共有し、定期修理の時 期等についても詳細を踏まえ、制度の弾力的運用、制度改 正の可能性も含め、経済産業省において検討すること。	II